

弁護士費用総合補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺産分割調停に関する紛争	<p>被保険者その他の相続人(注1)との間の遺産分割(注2)または遺留分減殺請求(注3)に関する調停等を原因事故とする紛争をいいます。なお、原因事故の発生の際は、被保険者の被相続人が死亡した時とします。</p> <p>(注1) 相続人 遺言または贈与によって遺産を受け取る権利を有する者を含みます。</p> <p>(注2) 遺産分割 相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する事由を含みません。</p> <p>(注3) 遺留分減殺請求 被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。</p>
継続契約	<p>弁護士費用総合補償特約付保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする弁護士費用総合補償特約付保険契約をいいます。</p> <p>(注) 保険期間の終了時 その弁護士費用総合補償特約付保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合は、その解除時をいいます。</p>
原因事故	<p>法律相談または弁護士委任に至る紛争の原因となった偶然な事故または事由をいいます。</p>
財物	<p>被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(注)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。</p> <p>(注) 財産的価値を有する有体物 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。</p>
財物の損壊	<p>財物の滅失、汚損または損傷をいいます。</p>
支払責任額	<p>他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>
借地または借家に関する紛争	<p>被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が賃借人となる借地または借家の賃貸借契約において発生した、地代、賃料、敷金、礼金、契約期間またはその他契約に関する事由を原因事故とする紛争をいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(注1)に関する紛争を含みません。なお、原因事故の発生の際は、賃貸借契約に関するこれらの事由が発生した時(注2)とします。</p> <p>(注1) 賃貸借契約の条件交渉 賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。</p>

	<p>(注2) 事由が発生した時</p> <p>被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が通知を受けることによって紛争の発生を知った場合は、その通知を初めて受領した時とします。</p>
諸経費	<p>弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用(注)およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p> <p>(注) 調査費用</p> <p>翻訳料および調査料等の弁護士に支払うべき費用をいいます。</p>
初年度契約	<p>継続契約以外の弁護士費用総合補償特約付保険契約をいいます。</p>
人格権侵害に関する紛争	<p>被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為(注1)またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことを原因事故とする紛争をいいます。ただし、相談窓口等への届出(注2)の事実を客観的に証明できる紛争にかぎります。なお、原因事故の発生の際は、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子がこれらの精神的苦痛を初めて被った時とします。</p> <p>(注1) ストーカー行為</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)に定める「つきまとい等」のうち、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に対する行為をいいます。</p> <p>(注2) 相談窓口等への届出</p> <p>警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談をいいます。</p>
身体の障害	<p>傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。</p>
他の保険契約等	<p>第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>
調停等	<p>調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。</p>
被害事故に関する紛争	<p>被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が、身体の障害または財物の損壊もしくは盗取(注)による被害を被ったことを原因事故とする紛争をいいます。なお、原因事故の発生の際は、これらの被害を被った時とします。</p> <p>(注) 盗取</p> <p>詐取、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。</p>
被保険者を親権者とする未婚の子	<p>被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子をいいます。ただし、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。</p>
紛争	<p>保険金請求権者が法律相談または弁護士委任による解決を要する状態をいいます。</p>

弁護士	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。
弁護士委任費用	<p>弁護士委任により紛争を解決するために要する着手金、報酬金、手数料、訴訟費用（注）および諸経費をいいます。なお、法律相談費用、顧問料および日当を含みません。</p> <p>（注）訴訟費用 調停等の手続きに要する費用をいいます。</p>
弁護士費用総合補償特約付保険契約	この特約を付帯した保険契約をいい、この特約と支払責任が同一である普通保険約款に基づく保険契約またはこの特約と支払責任が同一である特約を含みます。
法律相談	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 3 条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。
保険金	法律相談費用保険金および弁護士委任費用保険金をいいます。
保険金請求権者	紛争の当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争における原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額に保険証券記載の自己負担割合を適用した額から控除する自己負担額をいいます。
離婚調停に関する紛争	<p>被保険者または配偶者による、婚姻関係の解消（注）のための調停等を原因事故とする紛争をいいます。なお、原因事故の発生の時は、被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時とします。</p> <p>（注）婚姻関係の解消 内縁関係の解消および協議離婚を含みません。</p>

第 2 条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、原因事故によって発生した次の①から⑤までのいずれかに該当する紛争について、保険金請求権者が、法律相談を行った場合は、事前に当社の同意を得た法律相談費用を負担することにより被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金請求権者に法律相談費用保険金を支払います。

- ① 被害事故に関する紛争
- ② 借地または借家に関する紛争
- ③ 離婚調停に関する紛争
- ④ 遺産分割調停に関する紛争
- ⑤ 人格権侵害に関する紛争

- (2) 当社は、原因事故によって発生した(1)の①から⑤までのいずれかに該当する紛争について、保険金請求権者が、弁護士委任を行った場合は、事前に当社の同意を得た弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金請求権者に弁護士委任費用保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)に規定する離婚調停に関する紛争および遺産分割調停に関する紛争について当社が支払う保険金は、被保険者が当事者となる紛争が調停等に至った場合に、その調停等に要した法律相談費用および弁護士委任費用にかぎります。
- (4) (1)および(2)に規定する法律相談および弁護士委任については、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものにかぎります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって紛争が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の故意もしくは重大な過失または契約違反
- ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または契約違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、自殺行為については、この保険契約で支払対象となる紛争の原因事故によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この保険契約の支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。
- ④ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
- ⑤ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事由
- ⑨ ⑥から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 国または公共団体の強制執行または即時強制
- ⑫ 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食いおよび虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合を除きます。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する紛争に関する法律相談および弁護士委任に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の職務遂行に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争
- ② 主として被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の職務のために使用される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に関する紛争
- ③ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った次のア. からエ. までのいずれかに該当する行為(注2)による被害事故に関する紛争
 - ア. 医師、歯科医師、獣医師、助産師またはこれらの業務の補助者が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、鍼、^{はり きゅう}灸、柔道整復その他これらに類似のもの
 - ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - エ. 身体美容または整形
- ④ 次のア. からオ. までのいずれかに該当する事由による被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争
 - ア. 環境汚染(注3)
 - イ. 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事由
 - ウ. 外因性内分泌かく乱物質(注4)の有害な特性に起因する事由
 - エ. 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
 - オ. 電磁波障害
- ⑤ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子とその親族(注5)との間で発生した紛争。ただし、離婚調停に関する紛争および遺産分割調停に関する紛争を除きます。
- ⑥ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関する紛争
- ⑦ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した被害事故に関する紛争
- ⑧ 債務整理に関する紛争および金銭消費貸借契約に関する紛争(注6)。ただし、詐取による被害事故に関する紛争を除きます。
- ⑨ 保険契約または共済契約に関する紛争。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関する紛争を除きます。

(注1) 不動産

住宅の一部が主として被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の職務のために使用

される場合は、その部分を含みます。

(注2) 行為

不作為を含みます。

(注3) 環境汚染

流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注4) 外因性内分泌かく乱物質

環境ホルモンをいいます。

(注5) 親族

6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注6) 金銭消費貸借契約に関する紛争

過払金の返還請求に関する紛争を含みます。

第5条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) 当社は、保険金請求権者が保険期間中に法律相談または弁護士委任を行った場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争における原因事故によって保険期間中に被保険者が死亡した場合は、保険金請求権者が、その紛争に関する法律上の損害賠償請求について法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合にかぎり、保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、原因事故の発生した時が、初年度契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(4) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、次の①から③までに掲げる場合においては、保険金を支払いません。

① 保険金請求権者が、初年度契約の保険期間の開始日より前に、同一または密接に関連する原因事故に関する法律相談または弁護士委任を行っていた場合またはこれらを予定していた場合(注)

② 保険金請求権者が、初年度契約の保険期間の開始日より前に、原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合または知っていたと合理的に判断できる場合

③ 原因事故の発生の事実がない場合

(5) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する紛争について、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に原因事故が発生した場合は、当社は、保険金を支払いません。

① 離婚調停に関する紛争

② 人格権侵害に関する紛争

(6) 初年度契約の締結の後に保険金の支払条件の変更があった場合は、当社は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

① 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に原因事故が発生した時の支払条件により算出した保険金の額

② 保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時の支払条件により算出した保険金の額

(注) 法律相談または弁護士委任を行っていた場合またはこれらを予定していた場合

他の弁護士に法律相談または弁護士委任を行っていた場合またはこれらを予定していたと合理的に判断できる場合を含みます。

第6条 (保険金の支払額)

(1) 一つの法律相談につき当会社の支払う法律相談費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{第2条 (保険金を支払う場合)(1)の損害の額} \\ \times \left(1 - \frac{\text{保険証券記載の法律相談費用保険金の自己負担割合}}{\quad} \right) \\ = \text{法律相談費用保険金の額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{保険証券記載の法律相談費用保険金の免責金額} \end{array}$$

(2) 一つの弁護士委任につき当会社の支払う弁護士委任費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{第2条 (保険金を支払う場合)(2)の損害の額} \\ \times \left(1 - \frac{\text{保険証券記載の弁護士委任費用保険金の自己負担割合}}{\quad} \right) \\ = \text{弁護士委任費用保険金の額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{保険証券記載の弁護士委任費用保険金の免責金額} \end{array}$$

(3) (1)の規定において、保険金請求権者が法律相談費用保険金を支払うべき法律相談とそれ以外の法律相談を同時に行う場合は、次の算式によって算出した額を、(1)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{法律相談費用の総額} \\ \times \frac{\text{法律相談費用保険金を支払うべき法律相談に要した時間}}{\text{法律相談費用保険金を支払うべき法律相談およびそれ以外の法律相談に要した時間の合計時間}} \end{array}$$

(4) (2)の規定において、保険金請求権者が弁護士委任費用保険金を支払うべき弁護士委任とそれ以外の弁護士委任を同時に行う場合は、次の算式によって算出した額を(2)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額とみなします。ただし、訴額に該当する金額がない場合は、社会通念上妥当な金額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{弁護士委任費用の総額} \\ \times \frac{\text{弁護士委任費用保険金を支払うべき訴額}}{\text{弁護士委任費用保険金を支払うべき訴額およびそれ以外の訴額の合計額}} \end{array}$$

- (5) (1)または(3)の規定において、保険金請求権者が保険金請求権者以外の者と共同で法律相談を行う場合は、その法律相談費用を保険金請求権者と保険金請求権者以外の者の合計人数で均等分割して算出した額を、それぞれ(1)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額または(3)の算式に規定する法律相談費用の総額とみなします。
- (6) (2)または(4)の規定において、保険金請求権者が保険金請求権者以外の者と共同で弁護士委任を行う場合は、保険金請求権者が負担すべき損害の額を、それぞれ(2)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額または(4)の算式に規定する弁護士委任費用の総額とみなします。ただし、保険金請求権者が負担すべき損害の額が明確に区分できない場合は、社会通念上妥当な金額を損害の額とみなします。
- (7) 同一の紛争に起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ一つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金を支払うべき最初の法律相談または弁護士委任のいずれか早い時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとします。
- (8) 当社が支払うべき保険金の支払額は、保険期間を通じ、保険証券記載の法律相談費用および弁護士委任費用それぞれの保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注)ごとにそれぞれの保険金額をもって限度とします。

(注) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第7条(紛争の発生)

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が法律相談および弁護士委任を行う場合は、当社に次の①から④までに掲げる事項について書面で通知し、事前に当社の承認を得なければなりません。
- ① 弁護士の氏名およびその者に関して有する連絡先等の情報
 - ② 法律相談および弁護士委任の具体的な内容
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容(注)
 - ④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるもの
- (2) 保険契約者または保険金請求権者は、当社の求めに応じ、調停等の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (3) 保険契約者または保険金請求権者は、次の①または②に掲げる事項を行う場合は、当社に事前に通知しなければなりません。
- ① 法律相談および委任を行う弁護士の変更
 - ② 当社へ通知した弁護士委任費用の生じる行為の取下げ、放棄または撤回
- (4) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含み

ます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を支払保険金の額とします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担割合および免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担割合および免責金額を適用した額とします。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が法律相談費用または弁護士委任費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、離婚調停に関する紛争および遺産分割調停に関する紛争については、調停等を申し立てた時以降にかぎり、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑮までに掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社所定の紛争状況申告書

④ 原因事故の内容を確認できる客観的書類

⑤ 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類

⑥ 法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる領収書、その内訳がわかる書類、弁護士報酬基準表その他客観的書類

⑦ 弁護士委任契約書

⑧ 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し

⑨ 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類

⑩ 保険金請求権者の印鑑証明書

⑪ 被相続人の戸籍謄本

⑫ 法定相続人の戸籍謄本

⑬ 当会社が、法律相談または委任する弁護士に照会し、事案の内容の説明を求めることについての保険金請求権者からの同意書

⑭ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑮ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代

理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、原因事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金請求権者が2名以上の場合の保険金の請求については、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (7) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、原因事故、原因事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、原因事故と損害との関係、法律相談および弁護士委任の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項お

よびその確認を終えるべき時期を保険金請求権者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または保険金請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

保険金請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(支払保険金の返還)

- (1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士委任の取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 訴訟の判決に基づき、保険金請求権者がその訴訟に関する費用の支払を受けた場合で、次のイ.の額がア.の額を超過する場合
 - ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士に支払った弁護士委任費用の全額
 - イ. 判決により相手方から支払を受けることが確定した弁護士委任費用の額と当社が既に支払った弁護士委任費用保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当社が返還を求める保険金の額は、次のとおりとします。ただし、当社が既に支払った弁護士委任費用保険金の額を限度とします。
- ① (1)の①の場合は、返還された弁護士委任費用の金額に相当する金額(注)
 - ② (1)の②の場合は、イ.の額がア.の額を超過する額に相当する金額(注)

(注) 相当する金額

第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士委任費用保険金において、自己負担割合または免責金額が適用されている場合は、その適用された金額を限度

とします。

第12条（代位）

(1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

保険金請求権者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者または保険金請求権者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（失効後の保険金の支払）

第5条（保険期間と支払責任の関係）(2)の規定に従い、被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争における原因事故によって被保険者が死亡した場合は、普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）により保険契約が失効した後であっても、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項

② 第3章被害事故補償条項

③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「損害の発生の可能性」

② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「原因事故に関する紛争による損害」

- ③ 同条項第2条（告知義務）（3）の③の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「損害の原因事故が発生する前に」
- ④ 同条項第2条（4）の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「損害の原因事故の発生した後に」
- ⑤ 同条項第2条（5）の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生した損害」
- ⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）（1）の①の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」
- ⑦ 同条項第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）（6）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「原因事故に関する紛争による損害」
- ⑧ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（1）に定める時」

第16条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）、同特約第3条（被保険者の範囲）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

第17条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）、同特約第3条（被保険者の範囲）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

第18条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）、同特約第3条（被保険者の範囲）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

第19条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第20条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（2）、（3）、（注2）および（注3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

「

（2）当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

② 保険金を受け取るべき者が、（1）の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

（3）（1）または（2）の規定による解除が紛争の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の①から⑤までの事由または（2）の①もしくは②の事由が生

じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者等(注3)が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない保険契約者等(注3)に生じた損害については適用しません。

(注2) 保険契約

(2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

↓

第21条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。